

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針

令和8年3月

高 島 市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	4
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の募集及び選定方法	6
2	事業者の募集及び選定の手順	6
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
4	審査及び選定に関する事項	13
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	基本的考え方	15
2	予想されるリスクと責任分担	15
3	事業の実施状況のモニタリング	15
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1	立地に関する事項	16
2	建物等の概要	16
V	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
2	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4	その他	17
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1	法制上及び税制上の支援	18
2	財政上及び金融上の支援	18
3	その他	18
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1	議会の議決	19
2	情報提供及び情報公開	19
3	応募に伴う費用負担	19
4	実施方針に関する問合せ先	19
別紙-1	事業スキーム図	20
別紙-2	予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表（案）	21
別紙-3	実施方針等に関する意見書	23

実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

本市	: 高島市をいう。
本事業	: (仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
本施設	: 本事業で整備する焼却施設、リサイクル施設、管理棟、計量棟、防災調整池、その他外構等をいう。(防災調整池は、別途造成工事側にて整備)
P F I 法	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
特定事業の選定	: P F I 法第7条に規定されている事項。本事業においては、P F I 事業に準じたD B O方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
D B O方式	: Design(設計)、Build(建設)、Operate(管理運営)を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
落札者	: 入札参加者のうち、審査の結果最優秀提案と認められた者をいう。
S P C	: 選定された入札参加者の構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special-Purpose-Company)をいう。
事業者	: 本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。選定された入札参加者の構成企業(落札者)及びS P Cで構成される。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。S P Cの最大出資者となる。
構成員	: 構成企業のうち、S P Cに出資を行う企業をいう。
協力企業	: 構成企業のうち、S P Cに出資を行わない企業をいう。
建設事業者	: 本市と建設工事請負契約を締結する、本事業の設計業務を行う企業と本事業の建設業務を行う企業による特定建設工事共同企業体をいう。なお、締結相手が一者である場合は共同企業体を設立する必要はなく、その場合は設計・建設業務を行う企業単体をいう。
運営事業者	: 本市と管理運営委託契約を締結する、本事業の管理運営業務を行う者をいう。運営事業者はS P Cとなる。
建築物の設計・建設を行う者	: 要求水準書第2編(設計・建設編)第3章「土木建築工事仕様」で示す建築物の設計・建設を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
プラント設備の設計・建設を行う者	: 要求水準書第2編(設計・建設編)第1章「機械設備工事仕様【焼却施設】」及び第2章「機械設備工事仕様【リサイクル施設】」で示す設備の設計・建設を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
管理運営企業	: 要求水準書第3編(運営編)第5章「運転管理業務」及び第6章「維持管理業務」で示す本施設の管理運営を行う民間事業者をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約をまとめた総称をいう。
基本協定	: 本市と落札者が、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定をいう。
基本契約	: 事業者が本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	: 本事業における設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	: 本事業における管理運営業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
入札説明書等	: 本事業の入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書(案)及び特定事業契約書(案)をいう。
事業者選定委員会	: 事業提案の審査に際して透明性及び公平性を確保することを目的として設置した高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する整備及び管理運営の実施状況についての本市の監視をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

高島市長 今城 克啓

(4) 事業の目的

現在の高島市環境センターは、老朽化および維持管理面の課題から平成30年2月末にガス化溶融炉を休止し、以降、市内で発生する燃やせるごみの処理は、新ごみ処理施設稼働までの暫定措置として、県外の民間事業者へ委託している状態が続いている。

本事業は、これまで実施した2回の建設候補地公募において、災害リスク等の懸念により建設用地の選定を断念した経過を十分踏まえ、令和4年12月に建設予定地として決定した安曇川町田中地先(約4.3ha)に、新たな一般廃棄物処理施設(焼却施設及びリサイクル施設)を整備するとともに、令和6年2月に策定した新ごみ処理施設整備基本計画に基づき、令和32年3月末までの管理運営を包括的に実施することを目的とする。

(5) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、管理運営を一括して受託するDBO方式とする。

イ 契約の形態

事業期間は、特定事業契約締結日より令和32年3月31日までとする。

- ① 本市と事業者は、基本契約を締結する。
- ② 基本契約に基づいて、本市は、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。
- ③ 基本契約に基づいて、本市は、運営事業者と管理運営委託契約を締結する。

ウ 事業期間

事業の内訳及び期間は次のとおりとする。

- ① 焼却施設、計量棟、管理棟
 - ・設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和12年2月28日まで(3年2か月程度)
 - ※令和8年度については、造成工事を実施することから現場工事に着手できないこと

に留意すること。

- ・管理運営期間：令和12年3月1日から令和32年3月31日まで（20年1か月）
- ② リサイクル施設、その他
 - ・設計期間：焼却施設と同時期
 - ・建設期間：令和12年3月から令和14年3月31日まで（2年1か月程度）
 - ・管理運営期間：令和14年4月1日から令和32年3月31日まで（18年）

エ 事業期間終了後の措置

本市は、本事業の運営期間中にごみ処理の広域化を実施しないとなった場合は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。事業者は、事業期間終了時に、本施設を、本市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

また、本市が本事業終了後も本施設を継続して使用するために、事業者は、本市又は本市が指定する者に事業終了後も特定部品の供給に協力することとし、当該協力内容の詳細について、本市と協議を行うものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ① 設計・建設業務
 - (ア) 設計業務（電波障害調査、補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む）
 - (イ) 建設業務（本市が別途実施する敷地造成工事以外に必要とする造成工事、場外余熱利用施設までの余熱供給配管・電気供給配線に係る工事を含む）
 - (ウ) その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応、本市が行う手続き等の支援）
- ② 管理運営業務
 - (ア) 受付管理業務
 - (イ) 運転管理業務
 - (ウ) 維持管理業務（本市が別途実施する敷地造成工事で整備される施設、場外余熱利用施設までの余熱供給配管・電気供給配線の維持管理を含む）
 - (エ) 調達業務
 - (オ) 環境管理業務
 - (カ) 余熱利用業務
 - (キ) 啓発業務
 - (ク) 情報管理業務
 - (ケ) 関連業務（清掃、警備、近隣対応、見学者対応等）

カ 本市が行う業務

- ① 設計・建設に関する業務
 - (ア) 近隣同意の取得、近隣対応（本市が行うべきもの）

- (イ) 一般廃棄物処理施設の設置届出
 - (ウ) 生活環境影響調査手続き
 - (エ) 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金申請手続き
 - (オ) 設計施工監理の実施
 - (カ) 敷地造成工事
- ② 管理運営に関する業務
- (ア) 近隣対応（本市が行うべきもの）
 - (イ) 契約管理（モニタリング）の実施
 - (ウ) 一般廃棄物等の搬入
 - (エ) 見学者のうち、行政視察対応
 - (オ) 運搬業務（搬出対象物）

キ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

① 設計・建設業務に係る対価

本市は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

② 管理運営業務に係る対価

本市は、事業者が実施する管理運営業務に係る対価を、委託料として管理運営期間にわたって運営業者に支払う。なお、委託料は、固定料金と変動料金（搬入廃棄物量に応じて変動）で構成されるものとする。

委託料は、年に1回物価変動を確認し、一定範囲を超えた場合に改定することができるものとする。

ク 余熱利用について

① 温水設備

温水を作り、場内給湯等に利用するものとする。

② 給湯用温水設備

給湯栓・シャワー用温水として、直接使用される温水を発生・供給する。

ケ 資源物等の取扱いについて

事業者は、焼却施設、リサイクル施設から排出される焼却残さ（主灰、飛灰）、資源物等を適切に保管する。

なお、事業者は、本市が本施設から焼却残さ（主灰、飛灰）、資源物等を搬出する際の積み込み作業を行う。

コ 本市が適用を予定している補助金について

本市は本事業の実施に関して、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の適用を予定している。補助金の申請等の手続きは本市において行うが、事業者は申請手続きに必要な

書類の作成等について本市を支援するものとする。

(6) 事業のスケジュール（予定）

基本協定の締結	令和 8 年 10 月
特定事業契約の仮契約締結	令和 8 年 11 月
特定事業契約の本契約締結	令和 8 年 12 月（見込）
設計・建設期間	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設 特定事業契約締結日～令和 12 年 2 月 28 日まで （3 年 2 か月程度） ・リサイクル施設 特定事業契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日まで （うち現場工事期間 2 年程度） <p>※設計は、焼却施設と同時期とする。</p>
管理運営期間	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設 令和 12 年 3 月 1 日～令和 32 年 3 月 31 日まで （20 年 1 か月） ・リサイクル施設 令和 14 年 4 月 1 日～令和 32 年 3 月 31 日まで （18 年）

(7) 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をDBO方式として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の軽減を期待できる場合、又は本市の財政負担が同一の水準にあるときには、公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、本市としての収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、本市のホームページで速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定するものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

令和8年3月6日（金）	実施方針の公表
令和8年3月6日（金） ～令和8年3月12日（木）	実施方針に対する意見の受付
令和8年3月	特定事業の選定・公表
令和8年3月	入札説明書等の公表（実施方針への回答含む）
令和8年4月	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和8年4月	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
令和8年4月	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和8年4月	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和8年4月	参加表明書、参加資格確認申請書等の受付
令和8年5月	資格審査結果の通知
令和8年6月	提案書類の受付
令和8年9月	落札者の決定・公表
令和8年10月	基本協定の締結
令和8年11月	特定事業契約の仮契約締結
令和8年12月（見込）	特定事業契約の本契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に対する意見の受付

実施方針等に関する意見を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年3月6日（金）～令和8年3月12日（木）午後3時

② 提出方法

実施方針に関する意見書（別紙-3）に必要事項を記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、(1)受付期間に記載する期間内に、高島市環境部環境センター建設課に送付して提出すること。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、DBO方式として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、令和8年3月に公表する。

ウ 入札説明書等の公表（実施方針への回答含む）

実施方針に関する意見を踏まえ、令和8年3月に入札説明書等を本市のホームページで公表する。

エ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書等に示す。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとし、構成企業は構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

ウ 設計・建設業務において、焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とならなければならない。また、管理運営業務において、主たる業務である「運転管理業務」及び「維持管理業務」をSPCから直接委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

エ 入札参加者は、構成員の中から当該入札参加者を代表する「代表企業」を定めるものとする。代表企業はSPCの最大の出資者とする。なお、当該代表企業が応募手続き等を行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りでない。

カ 入札参加者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

キ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業には、本施設の設計・建設、管理運営の各業務を行う者として、以下のアからオの各項の要件を満たすこと。なお、1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたることが可能である。

ア 本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、複数の参加者で次の全ての要件を満たすこと。また、本施設の建築物の設計を行う者のうち、少なくとも1者は①②を満たすこと。本施設の建築物の建設を行う者のうち、少なくとも1者は③～⑥を満たすこと。

- ① 本施設の建築物の設計を行う者にあつては、全ての者が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 本施設の建築物の設計を行う者にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成 26 年 4 月以降に稼働した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計の完了実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。
- ③ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、全ての者が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業（建築一式工事）の許可を取得していること。
- ④ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、参加資格確認申請書の提出期限日において、国土交通省による最新の経営事項審査総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ⑤ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成 26 年 4 月以降に稼働した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事の完了実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。
- ⑥ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）なお、建設業法 26 条第 3 項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置

を行うことも可とするが、その場合は建設業法 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 28 条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を選任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に 2 件までとすること。

イ 焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、複数の参加者で次の全ての要件を満たすこと。また、少なくとも 1 者は①～④のすべてを満たすこと。

- ① 平成 26 年 4 月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、ストーカ方式とする。）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として 1 件以上有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。
- ② 焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者にあつては、全ての者が建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業（清掃施設工事業）の許可を受けていること。
- ③ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）なお、建設業法 26 条第 3 項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 28 条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を選任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に 2 件までとすること。
- ④ 参加資格確認申請書の提出期限日において、国土交通省による最新の経営事項審査総合評定値通知書における清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

ウ リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、複数の参加者で次の全ての要件を満たすこと。また、少なくとも 1 者は①～④のすべてを満たすこと。

- ① 平成 26 年 4 月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設でリサイクル施設（破砕機を有している施設とする）のプラント設備に係る設計・建設工事の納入実績を元請として 1 件以上有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。
- ② リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者にあつては全ての者が建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業（清掃施設工事業）の許可を受けていること。

- ③ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)なお、建設業法26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法26条第3項及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を選任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとすること。
- ④ 参加資格確認申請書の提出期限日において、国土交通省による最新の経営事項審査総合評定値通知書における清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。

エ 焼却施設の管理運営企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、「運転管理業務」を担う者は①を満たし、「運転管理業務」又は「維持管理業務」を担う者が②を満たすこと。

- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(震災等の仮設焼却施設は除く)で、全連続燃焼式焼却施設(処理方式は、ストーカ方式とする。)における1年間以上の運転管理実績を元請(SPCからの受注を含む)として有すること。
- ② 一般廃棄物処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設(処理方式は、ストーカ方式とする。)の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として管理運営開始後2年間以上配置できること。

オ リサイクル施設の管理運営企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、「運転管理業務」を担う者は①を満たし、「運転管理業務」又は「維持管理業務」を担う者が②を満たすこと。

- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、リサイクル施設(破砕機を有している施設とする)における1年間以上の運転管理実績を元請(SPCからの受注を含む)として有すること。
- ② 破砕・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象としたリサイクル施設(破砕機を有している施設とする)の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として管理運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ P F I 法第 9 条の規定に該当する者。
- ウ 本市の入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、高島市から指名停止を受けている者及び指名停止保留期間である者。本市の入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、本市の指名停止措置要件に該当している者。
- エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ク 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当する者。
- コ 滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 22 日滋賀県条例第 13 号）に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、同条例「第 4 章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当する者。
- サ 国税又は地方税を滞納している者。

- シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ス 本事業に係るアドバイザー業務を受託している者、当該アドバイザー業務を受託している者とアドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。
・パシフィックコンサルタンツ株式会社
・日比谷パーク法律事務所
- セ 本事業の評価を行う事業者選定委員会の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(4) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加資格確認基準日は参加資格確認申請書等の受付最終日とする。
- イ 参加資格確認基準日から仮契約締結日までに参加資格を喪失した場合
- ① 代表企業が資格要件を喪失した場合
代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。
 - ② 代表企業以外の構成企業が資格を喪失した場合
代表企業以外の構成企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、当該構成企業の参加資格を取り消すものとする。
ただし、参加資格の喪失前に市と協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成企業については、変更することができる。これにより、当該入札参加者の参加資格は、引き続き有効とする。
- ウ 仮契約締結日の翌日から特定事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合
- ① 代表企業が資格要件を喪失した場合
代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者グループを失格とする。
 - ② 代表企業以外の構成企業が資格を喪失した場合
代表企業以外の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は当該構成企業を含む入札参加者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。こ

れにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、本市は一切の責任を負わない。ただし、参加資格の喪失前に市と協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成企業については、変更することができ、本市は変更後の入札参加者と新たに仮契約を締結できるものとする。

(5) 参加資格登録されていない者の参加

本市の入札参加資格者名簿に登録されていない者が、構成員又は協力企業として応募を希望する場合には、参加資格申請時に以下の書類を提出するものとする。なお、各証明書類については提出日以前3か月以内に発行されたものとする。

- ア 所轄法務局が発行したもので現状と相違ない商業登記簿謄本（写しでも可。）
- イ 財務諸表（直近の決算のもの。）
- ウ 国税、県税及び市税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの。写しでも可。）
- エ 役員等名簿及び照会承諾書
- オ 印鑑証明書（原本のみ。）

(6) S P Cの設立に関する要件

- ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、S P Cを設立すること。S P Cは、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、S P Cの本店所在地については本施設内に設置することを認めない。
- イ S P Cの目的は、本事業の管理運営業務を実施するもののみであること。
- ウ S P Cへの出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち代表企業は最大の出資率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。
- エ 全ての出資者は、特定事業契約終了までS P Cの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会の設置

事業者提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）において行う。事業者選定委員会は、以下の5名で構成される。なお、落札者の決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

荒井 喜久雄 前 公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
樋口 能士 立命館大学 理工学部環境都市工学科 教授
香川 雄一 滋賀県立大学 環境科学部環境政策・計画学科 教授
柳井 薫 一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 会長
長谷川 善一 高島市総務部 総務部長
(順不同 敬称省略)

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査では、参加表明時に提出する参加資格審査申請書等について参加資格要件の具備を確認する。

イ 提案審査

提案審査では、あらかじめ設定した「落札者決定基準書」に従って、事業者選定委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札説明書と同時に公表する「落札者決定基準書」に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設的设计・建設及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として別紙-2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、特定事業契約に基づき、事業者が実施する本施設の管理運営について、提供される業務水準を確認するため、モニタリングを行う。

本市の実施するモニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、特定事業契約書で定める。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

(1) 所在地

滋賀県高島市安曇川町田中地先

(2) 敷地面積

43,250.61 m² (うち利用可能面積 37,465 m²)

(3) 都市計画事項

・市街化区域	指定なし
・市街化調整区域	指定なし
・用途地区	指定なし
・特別用途地区	指定なし
・防火・準防火地域	指定なし
・建築基準法 22 条指定区域	指定なし
・高度地区	指定なし
・高度利用地区	指定なし
・景観計画区域	指定あり (市内全域)
・建ぺい率	70%以下
・容積率	200%以下
・都市施設	ごみ焼却場等

2 建物等の概要

(1) 本施設の概要

- ・焼却施設 : 39t/24h (19.5t/24h×2 炉)
- ・リサイクル施設 : 12t/5h (破砕処理系 7t/5h、資源処理系 5t/5h)
※貯留のみの資源は上記の規模に含まれていない。
- ・管理棟
- ・計量棟
- ・その他 (外構等)

V 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約において規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、特定事業契約を解除することができる。

ウ 前ア、イの規定により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

イ 前アの規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨を通知することにより、本市又は事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない予定である。

2 財政上及び金融上の支援

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない予定である。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない予定である。

VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、建設工事請負契約について、本市議会の議決を経るものとする。

2 情報提供及び情報公開

本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。また、情報公開は関係法令等に基づき行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

高島市環境部環境センター建設課

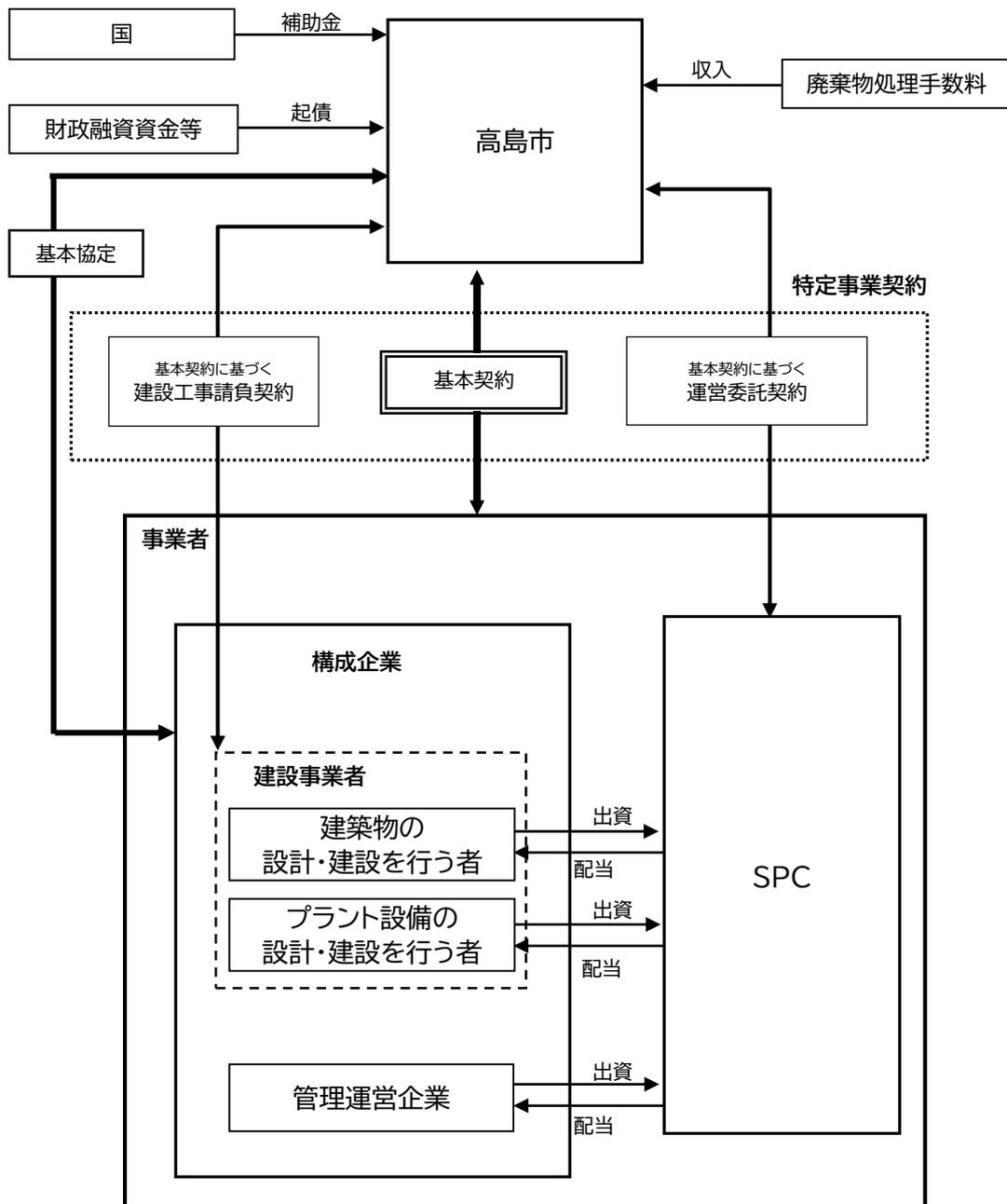
〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑 565

電 話 0740-25-8104

E-mail kankyo-j@city.takashima.lg.jp

別紙－1 事業スキーム図



※ 構成企業のうち、設計・建設業務において、プラント設備の設計・建設を行う者、管理運営業務において、主たる業務となる「運転管理業務」及び「維持管理業務」について、SPCから直接委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。これら以外の者については協力企業としての参加も認める（協力企業として参加する場合、SPCへの出資は不要）。

別紙－２ 予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表（案）

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	募集図書リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、公共の要望事項が達成されない等	○		
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○	
	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない等	○		
		事業者の事由により契約が結べない等		○	
		上記以外の場合 ^{*1}	○	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○		
	制度関連	法令等の変更リスク	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
			上記以外の法令等の新設・変更		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
			上記以外の税制度の新設・変更	○	
		政策変更リスク	本市に関わる政策の変更（本件事業に直接的影響を及ぼすもの）	○	
		許認可リスク	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	補助金リスク	事業者の事由により予定していた補助金額が交付されない又は交付遅延等		○	
		上記以外のもの	○		
	社会	近隣対応リスク	施設設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			上記以外のもの		○
		第三者賠償リスク	本市が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害	○	
			上記以外のもの		○
	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○	
	物価変動リスク	施設の供用開始前の物価変動による事業費変動 ^{*2}	○	△	
		施設の供用開始後の物価変動による事業費変動 ^{*2}	○	△	
	事業の中止・変更・遅延に関するリスク	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	○		
事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの			○		
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{*3}	○	△		
債務不履行リスク	本市による債務不履行	○			
	事業者による債務不履行		○		
性能リスク	要求水準の未達		○		
設計段階	設計費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更による設計費の増大によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
	設計遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備・変更による設計遅延によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
	測量・調査リスク	本市が実施した測量・調査の不備によるもの	○		
		事業者が実施した測量・調査の不備によるもの		○	
上記以外の要因によるもの			○		

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
管理運営段階	支払い遅延・不能リスク	本市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ質の変動リスク	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動※4	○	△
	ごみ量の変動リスク	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動※5	○	△
	不適物混入リスク	搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大(事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合)	○	
		事業者の善管注意義務違反の場合		○
	契約不適合リスク	管理運営期間中における契約不適合に関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	施設損傷リスク	本市の事由やごみ収集車・搬入車、公共の委託先に起因するもの	○	
事故・火災等による修復等にかかるコスト増大(不可抗力による場合は不可抗力リスクが適用)			○	
上記以外の事由による施設・設備の損傷(運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するものを含む)			○	
ごみ収集車・搬入車、公共の委託先に起因するもの		○		
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※2 基本的には公共の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。詳細は入札説明書等公表時に示す。

※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は公共が負担する。詳細は入札説明書等公表時に示す。

※4 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、公共、事業者との協議とする。

※5 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、公共、事業者との協議とする。

別紙－3 実施方針等に関する意見書

令和 年 月 日

実施方針等に関する意見

(仮称)高島市ごみ処理施設整備・運営事業に関する実施方針等(実施方針及び要求水準書(案))について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	I	1	(1)ウ (1)	焼却施設、計 量棟、管理棟	

※ Microsoft社製 Excel(Windows版)のファイル形式で提出してください。